

# 生活道路\*における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日  
改正道路交通法施行令施行

60km/h →

30  
km/h

\* ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線がない道路のことです。

## 交通遺児激励金へのご寄附のお願い

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附をもとに、毎年5月5日のこどもの日に合わせ、県内にお住いの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附を検討していただける方は、

岐阜県環境エネルギー生活部  
県民生活課  
(TEL 058-272-8205)

までご連絡ください。



## ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。

(一社)岐阜県自動車会議所  
全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部  
(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会  
岐阜県民共済生活協同組合  
(株)MSKマネージメントプロダクション  
清水建設株式会社名古屋支店  
中濃消防組合交通安全青年部会  
岐阜県中古自動車販売商工組合  
Dream Power 実行委員会  
池田町交通安全協議会各支部  
脇若 保雄  
田中 英次 他2名

(令和7年度:順不同、敬称略)

回覧



令和7年度 JA共済小中学生交通安全ホステスコンクール岐阜県知事賞  
大垣市立豊稷小学校2年(受賞当時)西垣 佑星さんの作品

思いやり ゆずる心で 事故防止

# 令和8年 夏の交通安全県民運動

7月11日(土) ~ 7月20日(月)

運動の重点

- ・子どもと高齢者の交通事故防止
- ・飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ・横断歩道における歩行者最優先の徹底
- ・自転車等の安全利用とヘルメット着用の促進



運動の重点

# 1 こどもと高齢者の交通事故防止

## 推進項目1 交通安全教育の推進

こどもと高齢者に対しては、道路における危険を予測し、回避する意識と能力を高めることができるように指導しましょう。安全な交通行動を身につけるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を活用し、高齢者には、加齢に伴う身体機能の変化を啓発しましょう。

## 推進項目2 交通安全意識の啓発

家庭、老人クラブなど、家庭や地域ぐるみで交通安全意識の向上を図りましょう。道路の安全な横断方法や反射材用品の着用など、交通ルールやマナーに関する啓発を推進しましょう。



## 推進項目3 保護誘導活動の推進

通学路やこどもが日常的によく利用する道路などでは、見守り活動を実施しましょう。こどもや高齢者、障がいのある人が道路を横断しようとしている場合には、声掛け、誘導するなど、地域一体となった交通安全活動を推進しましょう。

### 地域ぐるみの見守り活動



など、時間と場所を工夫して、何かをしながら登下校のこどもたちを見守りましょう。

運動の重点

# 2 横断歩道における歩行者最優先の徹底

## 推進項目1 運転者の交通ルール遵守の徹底

横断歩道を横断している歩行者や、横断しようとしている歩行者がいる場合、運転者は一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

## 推進項目2 歩行者の正しい横断方法の実践

道路を横断するときは、横断歩道を渡る、信号に従うなど、交通ルールを守りましょう。横断するときには、手を上げるなど、運転者に横断する意思を伝え、横断中も周囲の安全を確認しましょう。



## 推進項目3 広報啓発活動の推進

地域や職場では、「横断歩道における歩行者最優先の徹底」に向けた各種啓発活動を実施しましょう。

運動の重点

# 3 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

## 推進項目1 飲酒運転を許さない環境づくり

家庭・地域・職場などが一体となり、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境をつくりましょう。家庭では二日酔い、職場では飲酒後の帰宅手段、飲酒先ではハンドルキーパーを確認しましょう。

## 推進項目2 妨害運転の根絶に向けた啓発の推進

思いやり、ゆずり合いの気持ちを持った運転をしましょう。被害防止のため、ドライブレコーダを搭載し、あおり運転を受けた場合は、安全な方法で110番をしましょう。

## 推進項目3 交通安全教育の推進

飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転による交通事故の悲惨さや道路交通法上の罰則、行政処分等の周知を図り、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を推進しましょう。



運動の重点

# 4 自転車等の安全利用とヘルメット着用の促進

## 推進項目1 自転車利用時の交通ルール遵守の徹底

「自転車安全利用五則」を守り、自転車利用中の交通事故防止に努めましょう。自転車は原則として車道通行、車道は左側通行、歩道は歩行者優先など、通行方法を守りましょう。

自転車安全  
利用五則



## 推進項目2 乗車用ヘルメット着用等の促進

交通事故の被害防止・軽減のため、自転車利用時は、乗車用ヘルメットを着用しましょう。自転車の両側面に反射器材を備え、定期的な点検・整備を行い、交通事故防止に努めましょう。



ヘルメット着用

## 推進項目3 自転車損害賠償責任保険等への加入義務の周知

自転車事故での被害者の保護と自転車利用者の経済的負担軽減を図るため、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

## 推進項目4 特定小型原動機付自転車に関する安全対策の推進

法律で定める基準を満たさないものは、車両区分に応じた交通ルールが適用されます。交通事故の被害軽減のため、ヘルメットを着用しましょう。